

鮫川村企業版ふるさと納税実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第2号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について、必要な事項を定めるとともに、本村を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる鮫川村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施することにより、人口減少及び少子高齢化を和らげ、将来にわたり「活力ある地域社会」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業とは、法第5条第15項の規定に基づき、鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる鮫川村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人とは、村の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金とは、寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う、10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、鮫川村企業版ふるさと納税寄附申出書(様式第1号)を村長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 村長は、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領するとともに、当該法人に受領証(様式第2号)を交付するものとする。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、村長は、事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 村長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、村長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 村長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報又は村ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月 日から施行する。

鯨川村長 様

鯨川村企業版ふるさと納税寄附申出書

鯨川村で実施されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄付を申し出ます。

記

1 寄附対象法人

法人名	
法人番号	
代表者職氏名	
本社所在地	〒

2 寄附に関する事項

寄附申出額	円
寄附対象事業名	

3 公表の可否

法人名の公表	可 ・ 否
寄附金額の公表	可 ・ 否
ホームページの URL	

4 連絡先

担当部署	
担当者職氏名	
住所(受領書送付先)	〒
電話番号	
メールアドレス	

ご寄附を希望される分野や具体的な事業名などご記入願います。

様式第2号(第4条関係)

受 領 証

年 月 日

様

鯨川村長

地域再生法第13条の2に規定する まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1 事業名称
鯨川村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
(事業)

2 寄附年月日 年 月 日

3 寄附金額 円

事業費確定通知書

年 月 日

様

鮫川村長

年 月 日付けで受領した地域再生法第13条の2に規定する まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に
連する寄附について、年度の事業費が確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 事業名称

鮫川村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
(事業)

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円